同パート表D中

300―15	8.00	381	840	300

を

300―15	8.00	381	840	300
16.5x6.5―8	5.375	203	411	165

に

改める。

別添五別紙四2・5・2・1・を削り、同別紙2・6・1・中「試験速度に」を「試験初速度に」に改め、同別紙2・6・1・の次に次のように加える。

2.6.1.1.　タイヤサイズの呼びのうちの記号「V」によって識別され、240km／hを超える速度に適したタイヤ又はタイヤサイズの呼びのうちの記号「Z」で識別され、270km／hを超える速度に適したタイヤについての試験初速度は、直径2.0mの試験ドラムで試験を実施する場合にあっては、製作者が指定した最高速度から30km／h、直径1.7mの試験ドラムで試験を実施する場合にあっては、その最高速度から40km／h低い速度とする。

別添五別紙四2・6・2・中「初速度」を「試験初速度」に改め、同別紙2・6・3・の次に次のように加える。

2.6.3.1.　タイヤサイズの呼びのうちの記号「V」によって識別され、240km／hを超える速度に適したタイヤ又はタイヤサイズの呼びのうちの記号「Z」で識別され、270km／hを超える速度に適したタイヤについての最高試験速度は、直径2.0mの試験ドラムで試験を実施する場合にあっては、製作者が指定した最高速度、直径1.7mの試験ドラムで試験を実施する場合にあっては、その最高速度から10km／h低い速度とする。

別添九十九を削除する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十八項から第二十一項までの規定中「三月十一日」を「三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「ついては、」の下に「保安基準第十二条第二項並びに」を、「かかわらず、」の下に「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の保安基準第十二条第二項並びに」を加え、「改正前の細目告示第十五条第六項、第九十三条第六項及び第七項並びに第百七十一条第六項及び第七項」を「改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項、第九十三条第六項及び第七項並びに第百七十一条第六項及び第七項」に改め、同条に次の三項を加える。

44　指定自動車等以外の自動車については、細目告示第九十三条第二項及び第六項の規定（協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十一改訂版の規則5・1・1・4・後段及び附則十三4・4・後段に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第九十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

45　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が三・五トン以下のものについては、細目告示第九十三条第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十三条第六項及び第七項の規定に適合するものであればよい。

46　平成三十三年九月三十日以前に製作された自動車（平成三十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第四十二号）による改正前の細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定に適合するものであればよい。

第十五条に次の一項を加える。

22　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十一項及び第百条第十四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第四十二号。以下この項において「平成二十七年改正告示」という。）による改正前の細目告示第二十二条第十一項及び第百条第十四項の規定に適合するものであればよい。この場合において、平成二十七年改正告示による改正前の細目告示別添九十九3・2・1・2・中「別紙4の2.2.」とあるのは「協定規則第127号附則6の1.」と読み替えることができるものとする。

一　平成二十九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成二十九年九月一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成二十九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第四項中「同規則第4改訂版補足第7改訂版」を「同規則第4改訂版補足第8改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

5　平成三十二年一月二十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（平成三十年一月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年一月二十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から車体の外形、車枠及び軸距に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十六条第四項及び第五項の規定にかかわらず、別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

第二十二条第十項中「同規則第4改訂版補足第7改訂版」を「同規則第4改訂版補足第8改訂版」に改める。